

議 長 日程第2「議案第38号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（総務文教常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。総務文教常任委員会委員長 井上栄一君。

総務文教常任委員長 それでは、総務文教常任委員会報告書を朗読をさせていただきます。

令和元年12月9日、松田町議会議長 飯田一殿。総務文教常任委員会委員長 井上栄一。総務文教常任委員会報告書。本委員会は、12月5日に委員6名中5名出席、12月9日に委員全員出席のもと、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和元年第4回議会定例会において付託されました議案第38号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記。1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。参事兼総務課長及び担当職員出席のもと、松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、条ごとに主旨並びに具体例等の説明を受け、地方公務員法等関係法令との関連性、松田町職員の給与に関する条例等引用例規と照らし合わせて質疑を行って詳細に審査しました。

審査の結果、会計年度任用職員は、国の働き方改革に伴う制度改正において必要な条例と判断をいたしました。

なお、次の項目について強く申し入れをして、原案のとおり賛成することとしました。

(1) 本条例の規則については、作成中とのことであるため、今回の審査では、質疑の中で明らかにしていきましたが、本来条例の審査には欠かすことができない参考資料であるので、早急に定められたい。

以上です。なお、私のほかにも委員がおりますので、質疑応答の対応をすることをお許しをいただきたいと思います。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

4 番 平 野 傍聴もさせていただいて、私もいろいろわからなかったところも傍聴してい

たら少しずつわかってきたんですが。1つだけ確認をしたいんですけども、ちょっと新聞記事などで取り上げられていた件なんですけれども、この会計年度任用職員ということになって、身分がきちりと規定されるということ、それから期末手当なども出てくるということで、いいことなんですけれども、その一方で、自治体によっては期末手当の分を捻出するために月々を抑えるような方向を出しているところがあるというふうな記事もありまして、その辺がちょっと心配になりましたので、確認をさせてください。その辺はいかがなんでしょうか。

6 番 井 上 それにつきましてははですね、特に説明員等には質疑をしてございませんので、本条例の関係のみですね、質疑を行いましたので、そこについてははですね、確認をしてございません。

議 長 よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第38号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、総務文教常任委員会報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。